

# 戸塚区連合町内会自治会連絡会1月定例会 議 題 説 明 書

福祉保健課

議題名：令和元年台風第19号災害義援金の支給について

**【内容】**

・神奈川県等が募集している台風第19号災害義援金を、横浜市から被災者に支給することとなりましたので、概要についてご説明します。

**【例年あげている議題か？】**

今回初めての議題です。

**【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】**

制度の内容を知っていただくため、各自治会町内会各1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

**【その他、注意することなど】**

問合せ先

担当部署 福祉保健課

担当者名 小川

TEL. 866-8418 FAX. 865-3963

## 令和元年台風第19号災害義援金の支給について

### 1 趣旨

神奈川県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会で募集している「令和元年台風第19号災害義援金」について、まとめて、県を通じ本市に一次配分がありました。

これにより、台風第19号で被害を受けた横浜市民の皆様に義援金を支給することとなりましたのでご報告します。

なお、本件については2月の広報よこはまに掲載予定です。

### 2 神奈川県等が募集している義援金の概要

#### (1) 募集期間

令和元年10月25日～2年1月31日

#### (2) 募集総額

12月2日時点で、約2億3千万円の募金があったとのことです。

#### (3) 本市への一次配分

県から本市への一次配分額は、2,604万円です。

県が定めた下記の基準をもとに、本市の被害件数を踏まえ配分されました。

#### [配分基準]

全壊 20万円、半壊 10万円、一部損壊 2万円、床上浸水 2万円

※死亡 20万円、重傷 10万円（本市で該当者の把握無し）

なお、2月以降、県から二次配分がされる見込みです（詳細は未定）。

### 3 本市被災者への支給

県の配分基準に沿って、健康福祉局福祉保健課で、被災された市民の皆様に支給します。詳細は、別添チラシをご参照ください。

【担当】健康福祉局 福祉保健課 飯野・遠藤

【連絡先】671-4044

# 台風 19 号で自宅に被害を受けた方へ 神奈川県等が募集した災害義援金を支給します。

対象の被害区分が記載された罹災証明書を、原則 2 月末までに取得した方に支給しますので、罹災証明書未取得の方は、まずは消防署に連絡を！

(一度、罹災証明書を取得していれば、他の申請等に使用したため手元に無い場合でも、本市で被害状況が確認できますので、再取得する必要はありません)

神奈川県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会で募集している「令和元年台風第 19 号災害義援金」について、県を通じ横浜市に一次配分がありました。これにより、台風第 19 号で被害を受けた横浜市民の皆様に義援金を支給します。

## 1 対象となる被災世帯と支給額

台風第 19 号単独（又は台風第 15 号と第 19 号の両方）で、被災時横浜市内に居住していた住宅に以下の被害を受けたことが、罹災証明書の被害区分で確認できる場合

、原則世帯主の方に、義援金を支給します。

ただし、2 月末までに、消防署から、罹災証明書を取得している又は発行申立をしていることが必要です。

(一度、罹災証明書を取得していれば、他の申請等に使用したため手元に無い場合でも、本市で被害状況が確認できますので、再取得する必要はありません)

罹災証明書上の住宅の被害区分	1 世帯あたり支給額
「全壊」	20 万円
「大規模半壊」又は「半壊」	10 万円
「一部損壊（準半壊）」又は「一部損壊（10%未満）」 (単に「一部損壊」と記載されている場合もあり)	2 万円
「床上浸水」	2 万円

※住宅の所有者であっても実際に居住していない場合（大家等）や別荘等、また、事業所や倉庫等、非住家は対象となりません。

※本市では台風第 19 号による死者（20 万円）、重傷者（10 万円）は把握しておりませんが、該当する場合は対象となりますので健康福祉局福祉保健課（裏面参照）まで御申出ください。

## 2 申請方法

横浜市で罹災証明書の発行状況を確認のうえ、2月から3月にかけて順次、健康福祉局福祉保健課から、対象の罹災証明書が発行されている世帯に、ご案内及び申請書を郵送しますので、お待ちください。

届きましたら、記入のうえ、必要書類を添付し、ご返送ください。

※罹災証明書の発行時期の早い方から順にご案内させていただく予定です。

※区役所等での申請書配布は行いません。

### 【必要書類】

- ・令和元年台風第19号義援金申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、パスポートなど）
- ・預金通帳のコピー

※横浜市から対象の罹災証明書が発行されている世帯にご案内を送付しますので、罹災証明書自体の提出は不要です。

## 3 罹災証明書の発行

義援金の申請には、2月末までに罹災証明書の取得又は発行申立が必要です。

罹災証明書未取得の方は、被災した住宅のある住所地の消防署へ、まずはお電話でお問い合わせください。

（一度、罹災証明書を取得していれば、他の申請等に使用したため手元に無い場合でも、本市で被害状況が確認できますので、再取得する必要はありません）

### ◆各区消防署（土日祝含む9時～20時）

鶴見消防	045-503-0119	保土ヶ谷消防	045-334-6696	青葉消防	045-974-0119
神奈川消防	045-316-0119	旭消防	045-951-0119	都筑消防	045-945-0119
西消防	045-313-0119	磯子消防	045-753-0119	戸塚消防	045-881-0119
中消防	045-251-0119	金沢消防	045-781-0119	栄消防	045-892-0119
南消防	045-253-0119	港北消防	045-546-0119	泉消防	045-801-0119
港南消防	045-844-0119	緑消防	045-932-0119	瀬谷消防	045-362-0119

## 4 支給時期

申請書をご返送いただきましたら、2月下旬頃から随時、口座振込にてお支払します。

## 5 その他

今後、神奈川県を通じて二次配分があった場合、随時、追加金額を入金します。

その際は、あらためての申請は必要ありません。

### 【問い合わせ】

横浜市健康福祉局福祉保健課（平日8時45分～17時）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1（横浜市役所7階）

電話：045-671-4044 ファクス：045-664-3622

## 令和元年台風第15号及び19号で被災された方への主な給付・貸付支援制度一覧

※要件がありますので詳細は担当窓口にお問合せください。

なお、「⑦住宅修繕緊急支援事業」を除き、住宅を所有していても居住していない場合(大家等)は対象外です。

	制度	横浜市の適用状況	対象となる被害	支援の内容	担当窓口
給付	①被災者生活再建支援制度 【期限:令和2年10月8日】	台風15号・19号	全壊、大規模半壊、半壊解体、敷地被害解体	自宅の被害程度・再建方法に応じて最大300万円を給付	各区福祉保健課
	②災害弔慰金・災害障害見舞金		死亡、重度障害	ご遺族へ250万円か500万円を給付 重度障害を受けた方へ125万円か250万円を給付	健康福祉局福祉保健課 (045-671-4044)
	③横浜市災害見舞金・弔慰金 ④日赤・共同募金・区社協による災害見舞金・弔慰金		全壊～半壊、床上浸水、冠水  重症、死亡	③横浜市災害見舞金・弔慰金 自宅の被害程度に応じて1～5万円を給付 重傷を負った方に3～5万円を給付 ご遺族へ10万円を給付 ※死亡の場合、②の災害弔慰金の対象となる方は給付されません  ④日本赤十字社・共同募金・区社会福祉協議会による災害見舞金・弔慰金 被害を受けた世帯に全壊で最大2.5万円程度を給付 ※制度ごとに対象者や金額は異なります	③各区福祉保健課 ④各区社会福祉協議会
	⑤災害義援金 【令和2年2月未までに罹災証明書を取得・発行申立てをした方】	台風19号	全壊～半壊、一部損壊、床上浸水  (重傷、死亡)	自宅の被害程度に応じて2～20万円を給付 ※2月末までに罹災証明書を取得・発行申立てをした世帯が対象です ※対象世帯には申請書を送付しますので、内容を確認し、同封の返信用封筒で申請書を返送してください ※重傷、死亡に該当する世帯は把握していませんが、該当する場合はお申し出ください	健康福祉局福祉保健課 (045-671-4044)
	貸付	⑥生活福祉資金貸付 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	台風15号・19号	被災による生活困窮	自宅の補修、家財の購入のための資金について最大150万円を貸付け ※一定の所得以下の方が対象です
補助等	⑦住宅修繕緊急支援事業 (住宅修繕に対する補助)	台風15号等	半壊(解体は除く)、一部損壊	自宅等の屋根等に被害を受けた方へ耐震性の向上等に資する修繕工事について工事費の20%かつ最大30万円を補助 ※令和元年9月9日以降に着手したもので、既に工事を完了しているものも対象です。詳しくはホームページをご覧ください	建築局住宅政策課 (045-671-2922)
	⑧災害救助法による応急修理	適用なし	全壊～半壊、一部損壊(準半壊)	日常生活に必要で欠くことのできない部分(居室、台所、トイレ等)の修理を市町村が一定額の範囲(上限30～59.5万円)で実施します	

※そのほか、国民健康保険料の減免(家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方)などの制度があります。